理 由

農業経営の法人化及び農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、 認定農業者である農業生産法人

を満たす農作業受託組織に対し、農用地利用規程に基づく農用地の利用集積を促進するための措置を講ずる

がその農業経営に関連する事業者等からの出資を受けやすくするための措置を講ずるとともに、一定の要件

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。